

第422回南国市議会定例会会議録

第7日 令和3年9月16日 木曜日

出席議員

1番 杉 本 理	2番 丁 野 美 香
3番 西 山 明 彦	4番 神 崎 隆 代
5番 植 田 豊	6番 西 本 良 平
7番 浜 田 憲 雄	8番 斉 藤 喜美子
9番 岩 松 永 治	10番 西 川 潔
11番 土 居 恒 夫	12番 有 沢 芳 郎
13番 中 山 研 心	14番 前 田 学 浩
15番 村 田 敦 子	16番 岡 崎 純 男
17番 野 村 新 作	18番 浜 田 和 子
19番 土 居 篤 男	20番 福 田 佐和子
21番 今 西 忠 良	

＊

欠席議員

な し

＊

出席要求による出席者

市 長 平 山 耕 三	副 市 長 村 田 功
副 市 長 三 木 敏 生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長
参事兼財政課長 渡 部 靖	参事兼企画課長 松 木 和 哉
情報政策 課 長 竹 村 亜希子	危機管理 課 長 山 田 恭 輔
税 務 課 長 高 野 正 和	市 民 課 長 崎 山 雅 子
子育て支援課長 溝 渕 浩 芳	長寿支援 課 長 島 本 佳 枝
保健福祉センター 所 長 藤 宗 步	環 境 課 長 谷 合 成 章
農林水産 課 長 古 田 修 章	農地整備 課 長 田 所 卓 也
商工観光 課 長 長 野 洋 高	建 設 課 長 濱 田 秀 志
地籍調査 課 長 横 山 聖 二	都市整備 課 長 若 枝 実

住 宅 課 長	山 崎 伸 二	上下水道 局 長	橋 詰 徳 幸
会 計 管 理 者 兼 参 事 兼 会 計 課 長	秋 田 節 夫	福 祉 事 務 所 長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	伊 藤 和 幸
生 涯 学 習 課 長	中 村 俊 一	監 査 委 員 長 事 務 局 長	天 羽 庸 泰
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

— * —

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

— * —

議事日程

令和 3 年 9 月 16 日 木曜日 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 1 号 令和 2 年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第 2 議案第 2 号 令和 2 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 議案第 3 号 令和 2 年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 議案第 4 号 令和 2 年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第 5 議案第 5 号 令和 2 年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 6 議案第 6 号 令和 2 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第 7 議案第 7 号 令和 2 年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 議案第 8 号 令和 2 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第 9 議案第 9 号 令和 2 年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議案第 10 号 令和 2 年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第 11 議案第 11 号 令和 3 年度南国市一般会計補正予算
- 第 12 議案第 12 号 令和 3 年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 13 議案第 13 号 令和 3 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第 14 議案第 14 号 令和 3 年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第 15 議案第 15 号 令和 3 年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 16 議案第 16 号 令和 3 年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 17 号 南国市人権を尊重するまちづくり条例
- 第 18 議案第 18 号 南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

- 第19 議案第19号 市道の廃止について
第20 議案第20号 市道の認定について
第21 議案第21号 スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体）請負契約の締結について
第22 陳情第2号 戦争遺品の収蔵・保管・公開のための施設確保のための陳情（第421定より継続）
第23 陳情第3号 戦争遺品の収蔵・保管・公開のための施設の検討を求める陳情
第24 承認要求書
第25 議員派遣の件

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第25まで

議発第1号より議発第5号まで

＊

午前10時1分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第21号まで、陳情第2号、陳情第3号

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第21号まで及び陳情第2号、陳情第3号、以上23件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西山明彦議員。

＊

令和3年9月14日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総務常任委員長

西 山 明 彦

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 1 号	令和 3 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 2 款総務費 第 9 款消防費 第12款公債費 第 2 条債務負担行為の補正 第 3 条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 1 号	スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体） 請負契約の締結について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔 3 番 西山明彦議員登壇〕

○ 3 番（西山明彦） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 3 号、議案第11号及び議案第21号の 4 件であります。去る14日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号令和 2 年度南国市一般会計歳入歳出決算及び議案第 3 号令和 2 年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の 2 件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和 3 年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第 1 条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第 2 款総務費、第 9 款消防費、第12款公債費、第 2 条債務負担行為の補正、第 3 条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、7 億1,768万4,000円の増額計上であります。

その所要一般財源は 3 億56万9,000円であり、普通交付税 2 億5,930万8,000円、国・県支出金過年度分317万7,000円及び繰越金 1 億6,935万4,000円を増額計上し、臨時財政対策債 1 億

3,127万円を減額計上し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、総務費関係では、退職手当に係る人事管理費2,563万6,000円及び国・県支出金返還金1億7,124万6,000円を増額計上し、電子自治体推進事業費2,169万7,000円及び国土調査事業費2,848万2,000円を減額計上するものであります。

公債費関係では、公債費利子4,214万6,000円を減額計上するものであります。

また、債務負担行為では、長岡西部保育所旧園舎解体等工事に係る限度額1億245万8,000円及び学校給食用食材購入費に係る限度額2億2,128万円を追加し、共同利用型住民情報システム構築業務委託については運用経費等を加え、事項名を共同利用型住民情報システム構築等業務委託に変更するとともに、期間を令和3年度から9年度まで、限度額を3億5,006万6,000円に変更するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号スポーツセンター津波避難施設建設工事（建築主体）請負契約の締結についてにつきましては、スポーツセンター津波避難施設の建設工事に当たり、8月19日に一般競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 産業建設常任委員長西本良平議員。

＊

令和3年9月14日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

産業建設常任委員長

西 本 良 平

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 1 号	令和 3 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款 土木費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 2 号	令和 3 年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 5 号	令和 3 年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 6 号	令和 3 年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 9 号	市道の廃止について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 0 号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔 6 番 西本良平議員登壇〕

○ 6 番（西本良平） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 2 号、4 号、7 号、9 号、10 号、11 号、12 号、15 号、16 号、19 号、20 号の 11 件であります。去る 14 日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 2 号令和 2 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第 4 号令和 2 年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第 7 号令和 2 年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算はいずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第 9 号令和 2 年度南国市水道事業会計決算の認定については水道事業会計の決算議案、議案第 10 号令和 2 年度南国市下水道事業会計決算の認定については下水道事業の決算議案であります。これら 5 件については、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決

しました。

次に、議案第11号令和3年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、市単独土地改良事業費3,800万円、高知南国地区国営緊急農地再編整備事業基金積立金5,000万円を増額計上し、土木費関係では、道路維持費3,000万円、市単独道路新設改良事業費3,780万円、都市再生整備事業費5,699万1,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、処理場維持管理費781万7,000円を増額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、公債費利子303万円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和3年度南国市水道事業会計補正予算については、資本的支出におきまして、配水管の布設等に係る建設改良費を3,000万円増額するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号市道の廃止について、議案第20号市道の認定については、場周北線は、道路台帳の補正に伴い、終点の地番の修正が必要であることから、一度廃止を行った後、再度認定を行うものであります。空港北3号線は、道路台帳の補正に伴い、終点の変更が必要であることから、一度廃止を行った後、再度認定を行うものであります。中町南北線は、南国駅前線沿道広場の整備に伴い、終点の変更が必要であることから、一度廃止を行った後、再度認定を行うものであります。東部児童センター東線は、用地買収による延伸に伴い、起点の変更が必要であることから、一度廃止を行った後、再度認定を行うものであります。

去る13日に現地調査を担当課長立合いの下で行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） 教育民生常任委員長神崎隆代議員。

＊

令和3年9月14日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

教育民生常任委員長

神 崎 隆 代

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 1 号	令和 3 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 3 号	令和 3 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 4 号	令和 3 年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 7 号	南国市人権を尊重するまちづくり条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 8 号	南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

令和 3 年 9 月 14 日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

教育民生常任委員長

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
陳第3号	戦争遺品の収蔵・保管・公開のための施設の検討を求め る陳情	採択すべき もの	願意妥当と 認める

＊

〔4番 神崎隆代議員登壇〕

○4番（神崎隆代） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第17号、議案第18号、陳情第3号の9件であります。去る9月14日、副市長及び関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号令和2年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第6号令和2年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第8号令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であり、なお、引き続き審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和3年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。主なものは、民生費関係では、放課後児童対策事業費1,409万5,000円を増額計上し、衛生費関係では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億2,639万2,000円を増額計上し、教育費関係では、公民館管理費4,325万2,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和3年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予

算規模は306万6,000円の増額計上であります。歳入では、基金繰入金306万6,000円を増額計上し、歳出においては、償還金306万6,000円を増額計上し、債務負担行為として、共同利用型国民健康保険システム構築等業務委託3,620万4,000円を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和3年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は1億7,977万9,000円の増額計上であります。歳入では、繰越金1億7,925万3,000円等を増額計上し、歳出においては、基金積立金1億2,314万2,000円及び諸支出金5,606万8,000円等を増額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市人権を尊重するまちづくり条例につきましては、人権を尊重するまちづくりに関し、基本理念を定め、南国市の責務、市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、真に全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例につきましては、地域住民の交流の促進及び文化・芸術活動、防災活動その他の市民の活動の振興を図り、本市の文化・芸術の発展及び次世代への継承、地域活性化に資する施設として、「南国市地域交流センター」を設置することから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、継続審査に付してありました陳情第2号戦争遺品の収蔵・保管・公開のための施設確保のための陳情につきまして、御報告いたします。過日陳情者より、陳情の趣旨と項目を修正する、との理由で取下げ願が提出されましたので、当委員会はこの承認いたしました。

最後に、陳情第3号戦争遺品の収蔵・保管・公開のための施設の検討を求める陳情に対する審議の結果等について御報告いたします。陳情の趣旨としては、1. 戦争の記憶を受け継ぐためにも戦争遺品の受入れと収蔵・保管、公開を進めてほしい。2. 戦争遺品の収蔵・保管・公開のできる施設を検討してほしい、というものです。審査の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（土居恒夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件は継続審査に付することに決しました。

次に、議案第11号から議案第16号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第16号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第21号まで、以上5件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第21号まで、以上5件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は取下げ願の承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、陳情第2号は取下げ願を承認することに決しました。

次に、陳情第3号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、陳情第3号は採択することに決しました。

＊

承認要求書

○議長（土居恒夫） 日程第24、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|--------|-----------------|
| 1. 事 項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目 的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方 法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期 間 | 調査終了まで |

令和3年9月16日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総 務 常 任 委 員 長 西 山 明 彦

産 業 建 設 常 任 委 員 長 西 本 良 平

教 育 民 生 常 任 委 員 長 神 崎 隆 代

議 会 運 営 委 員 長 前 田 学 浩

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（土居恒夫） 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第1号から議発第5号まで

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号から議発第5号まで、以上5件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

出産育児一時金の増額を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月16日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....

議発第1号

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となりま

す。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し、過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 様

＊

議発第2号

新型コロナウイルス感染症から国民の命と暮らしを守る抜本的な対策を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月16日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	岡 崎 純 男

賛成者	南国市議会議員	岩 松 永 治
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	有 沢 芳 郎

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....

議発第2号

新型コロナウイルス感染症から国民の命と暮らしを守る抜本的な対策を求める意見書

今、新型コロナウイルス感染症は、東京を中心に全国へ爆発的に感染が拡大しています。各地で医療が逼迫し、医療崩壊が始まっています。

一昨年、中国で新型コロナウイルスが発見され、昨年1月23日には武漢が閉鎖されました。日本においては第1波から第4波と急速に広まり、現在、今まで以上の脅威にさらされています。

今この事態を、政府をはじめ新型コロナ対策に携わる多くの方々は「コロナ災害」と位置づけています。災害の鉄則は、被害を最小限に抑え、災害後の救済対策を最大限備えることです。

今、感染拡大を最小限に抑えるためには、出入国における検疫体制の強化による水際対策と積極的なPCR検査の拡充、専用隔離施設の確保と医療供給体制のバックアップが必要です。

特に今、公的病院と一部民間病院のコロナ病床は、逼迫していることから、日本呼吸器学会、日本感染症学会、日本化学療法学会が求める新型コロナウイルス感染症治療薬として承認された抗体カクテル療法を入院に限定せず、行政と連携し各地域の状況を考慮しながら、外来または往診での使用も可能とするなど、積極的な手立てが必要です。

そのためにも、感染症対策の最前線を担っている都道府県への思い切った財政措置を行い、保健所体制の充実や民間医療機関への経営支援など、実態に合った効果的な支援策が必要です。

よって、政府におかれては、爆発的な感染拡大から国民の命と暮らしを守るため、下記対策を講じられるよう強く求めます。

記

1. 出入国の検疫体制の強化による水際対策を徹底すること。
2. 積極的なPCR検査を推進するための都道府県への支援策を講じること。
3. 感染者の隔離、療養する専用施設を確保するための都道府県への支援策を講じること。
4. 隔離、療養を支える医療機関等への支援制度を充実させること。
5. 隔離、療養での抗体カクテル療法が可能となる手立てを強化すること。
6. 隔離、療養を支えるパルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）や酸素吸入装置等、急変に備える手立てを強化すること。
7. 保健所体制の充実や民間医療機関への経営支援等を支える都道府県への思い切った財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	武 田 良 太 様
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 様

内閣官房長官 加藤 勝 信 様

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策担当) 西 村 康 稔 様

＊

議発第3号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月16日提出

提出者	南国市議会議員	前 田 学 浩
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....
議発第3号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 様
総 務 大 臣	武 田 良 太 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
経 済 産 業 大 臣	梶 山 弘 志 様

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策担当) 西 村 康 稔 様

＊

議発第4号

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月16日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	杉 本 理
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....

議発第4号

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書

憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることは、民意のみならず戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重要な問題である。

憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を行う必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要なか否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みの中で行うべきである。その中で普天間基地の代替施設

が国内に必要だという結論になるのなら、憲法第41条、第92条、第95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、南国市議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みの中で解決すること。
3. その中で、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国の全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 様
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 様
防 衛 大 臣	岸 信 夫 様
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 様
総 務 大 臣	武 田 良 太 様
内閣府特命担当大臣	宮 腰 光 寛 様

(沖縄及び北方対策担当)

＊

議発第5号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月16日提出

提出者	南国市議会議員	土 居 篤 男
賛成者	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

.....
議発第5号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域には、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。よって本市議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集

の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 様
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 様
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 様
環 境 大 臣	小 泉 進 次 郎 様
防 衛 大 臣	岸 信 夫 様
内閣府特命担当大臣	宮 腰 光 寛 様

(沖縄及び北方対策担当)

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、以上5件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号から議発第5号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました5件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議発第1号から議発第3号まで、以上3件を一括採決いたします。以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第5号は否決されました。

— ＊ —

○議長（土居恒夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第422回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時23分 閉会